<u>(様式3) 目的設定表(令和03 年度) 予算区分</u>	:通常 要求区分:令和 3年度 6	月補正予算		硝	定日(令和	103 年 07	月 09 日)
事業コート 05060163	政策コード 05 政策名	誰もが元気で活	躍できる健康長寿・地域	共生社会戦略	,		•
東 光 々 養育費確保対策事業	施策コード 06 施 策 名	その他施策					
事業名 (特別 (中国 (中国 (中国 (中国 (中国 (中国 (中国 (中	指標コード 01 施策目標(指標)名 その他施策関連	事業				
部 局 名 健康福祉部 課 室 名 地域・家庭福	祉課 班名 家庭福祉班	(tel) 86	01344 担当課長名	佐藤寧	担当者	名 鈴木孝豊	<u> </u>
評価	対 象 事 業 (計画)の内			事業年度	₹ 令和03 €	<u></u>	⊋和99年度
1 . 事業立案の背景(施策目標の達成のために今なせ		(どういう状態にし	<i>」</i> たいのか)				
秋田県ひとり親家庭実態調査(令和元年度)では、県内と厳しい経済状況となっている。要因として、離婚後、現35.1%と低いことがあり、養育費の取り決めをしている母とや、取り決めをしていても履行されない場合があることる。こうした現状において、公正証書等の文書や家庭裁判を促すとともに、取り決めが履行されない場合に法的手続後の養育費確保を図り、ひとり親家庭の子どもの健やかな	在も養育費を受けている母子世帯の割合が 子世帯の割合が46.9%と半数に満たないこ が離婚後の養育費確保が進まない原因であ 所への調停申立てによる養育費の取り決め き等をとりやすい環境を整えることで離婚	ける、養育費の取]させる。 重点施策推進方針	もの健やかな成長・発達 〕決めをしている世帯の との関係) 重点事		育費を現在も		が世帯の割合を
		主体 県					
2 . 住民ニーズの状況			 住する離婚によるひとり親	(ましくけ離婚)	な議中の钼)		
ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期: RO2			L/OMERICO OC ///		30 Haz 30 476)		
スニーズの把握の方法 アンケート調査 各種委員会及び審議会 その他の手法 (具体的に ニーズの具体的内容 ・養育費を取り決めたが支払われない場合、相手方の預りを行う場合で3万円程度、弁護士に依頼する場合で5万円かる。・ひとり親家庭就業・自立支援センターを利用している。	ヒアリング インターネット ウ金調査等を行うには、調査費用として、自 円程度かかるため、県からの補助があれば助 しており、特に弁護士相談等は非常に役立っ 比較した代 養育費の確 において負担	養育費確の申立てに 育費保証契護士相談の計 替手段及び選択し 保を図るためには、制 となっている養育費の	果に要する費用の補助(公) 関する収入印紙代・戸籍謄 的を締結する際に要する保証 放充、リーフレット・合意 た手段の有効性 川度の周知・啓発や弁護士等 シ取り決めや履行確保に要る 手段をとることも困難である	本等の書類取得責 正料) 養育費 書様式・調停制度 による相談体制 による間談体制 による費用を補助す	間用・郵便切手 間に関する相談 で発チラシの の 目を強化するほ	代・弁護士費用体制及び周知・関係機関への配力を できます かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かい	引、保証会社と養 啓発の強化(弁 日布)
		小尹未はなく、 (百寸	- 段をこることも凶難しめる	0.			
把握してない場合の理由及び今後の方針							
理由							
今後の方針							
							単位(千円)
順位事業内訳	左 の 説 明	03年度	04年度 05年度	06年度	0 7年度	0 8年度	<u> </u>
	る費用の補助、養育費に関する相談体制及び周知・啓発の強化	00+12			0 1 - 1 1 2	0 0 + 12	工 PT (
01 医月具唯体对象推進事業 医月具唯体化女子	る具州の補助、食目具に関する伯談体耐及び向和・台光の独 化	11,777	11,777 11,777	11,777	11,777	11,777	(
				l l			
財源内訳	たの説明	11 777	11 777 44 777	11 777	11 777	11 777	
	左 の 説 明 助金(国1/2、県1/2)	11,777	11,777 11,777 5.888 5.888	11,777	11,777 5.888	11,777	(
国庫補助金 母子家庭等対策総合支援事業費補		11,777 5,888 0	11,777 11,777 5,888 5,888 0 0	11,777 5,888 0	11,777 5,888 0	11,777 5,888 0	(
						,	(

6 . 事	業の効果を把握するための手法及び効果の見込み				
事業(\る世帯の :する。			
		旨標の種類			
指	票式	成果指標 業績指標			
18	度別の目標値(見込まれる成果による指標)				
標 _指		最終年度			
	標a				
東	北				
全	国 0 0				
	握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度	月			
		指標の種類 成果指標			
-	票式	業績指標			
1#1	E度別の目標値(見込まれる成果による指標)	= 14 L 1			
	標 01年度 02年度 03年度 04年度 05年度 06年度 07年度 標a 0 1	最終年度			
	傷a 				
東	北。。。。				
全	_国 │ 。				
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 を設定することができない場合の効果の把握方法	月			
	旨標を設定することが出来ない理由				
	ひとり親家庭に関する「年間総収入」、「養育費の取り決めの有無」、「養育費の受給 では、「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定に合わせて5年に一度実施している とり親家庭実態調査」から得られる数値であり、毎年実績を把握することが困難なため。	状況」につる「秋田県			
	見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)				
世 て	離婚母子世帯における養育費の取り決めをしている世帯の割合、及び養育費を現在も受結めの場合の増加、これらに伴うひとり親家庭における年間総収入の増加が見込まれる。3 は、次回「秋田県ひとり親家庭実態調査」(令和6年度実施)にて把握する。				
	事業の必要性				
	の課題及び施策目的に照らした事業の必要性				
さ 要	県内の離婚母子世帯では、養育費を取り決めている割合が低く、取り決めていても履行 れない場合もあることから養育費確保が進んでおらず、年間総収入が低水準にとどまる 因となっている。養育費についての周知・啓発、相談体制拡充のほか、実際の手続き等 要する費用の補助まで行うことで段階別の支援策を確立し、養育費の確保につなげる。				
	ニーズに照らした事業の必要性				
要履	主民ニーズとして、養育費を取り決めたが支払われない場合に、履行を求める手続きに する費用への補助について要望があり、本事業において最も重点的に実施する。また、 行確保には法的手続きを要する場合が多く、弁護士相談が役立ったとの意見があったた . 弁護士による相談体制を拡充する。				
_	の県関与の必要性				
	去令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの				
	民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの		ī	政策評価委員会意見	重点
市(本事業は、福祉事務所に配置されている母子・父子自立支援員等との連携が必須であり 町村も密接に関わるものであるが、養育費確保のための取組は全国的にも実施例が少な 県内市町村はまだ取り組んでいない。そのため、県が先駆的に実施し、ひとり親家庭 子どもの健やかな成長・発達を支援していく必要がある。			,	